

令和6年能登半島地震 災害義援金のお取扱いについて

令和6年能登半島地震により被害を受けられた皆さまに、謹んでお見舞い申し上げます。1日も早い復旧、復興を心よりお祈りいたします。

当金庫では令和6年能登半島地震により被害を受けた方々を支援するため、下記により義援金をお取扱いいたしておりますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

記

1. 寄付先

お客さまの義援金は、日本赤十字社を通じて被災都道府県に設置される義援金配分委員会へ全額が送られ、被災地の方々の生活支援に役立てられます。

2. 取扱期間

令和6年1月11日(木)～令和6年6月28日(金)まで

3. 振込先

信金中央金庫 本店
別段預金 能登半島地震災害義援金口

4. 振込方法

専用の振込用紙がありますので、窓口までお問い合わせ下さい。

5. 振込手数料

無 料 (窓口の場合)

6. 個人情報の共同利用

いただいたお客さまの個人情報は、本義援金の取扱いにあたり当金庫と日本赤十字社との間で共同利用し、適切に管理いたします。

※ 日本赤十字社の個人情報保護方針については、以下をご参照ください。

日本赤十字社 (<https://www.jrc.or.jp/contribute/privacy/>)

《所得税、住民税、法人税の寄付金控除の手続きをとられる方へ》

日本赤十字社が発行する受領証が必要な方は、振込依頼時に窓口にお申し出ください。お申し出のありました方には、日本赤十字社から後日、直接受領証が郵送されます。

※ 詳しくは当金庫の窓口にてお尋ねください。

以 上

